

指定管理鳥獣の捕獲の基本と事業設計

株式会社 野生鳥獣対策連携センター
上田 剛平

講演要旨

公共事業としての指定管理鳥獣の捕獲事業を適切に実施していくためには、適切な捕獲事業の設計、実施結果に基づく事業の評価、事業の目標設定や内容の改善を図ることが重要である。ここでは、指定管理鳥獣の捕獲手法の特徴や技術的要件など、捕獲事業の発注者として知っておかなければならない捕獲の基本を踏まえ、捕獲事業を発注し、評価するまでの一連の流れについて、具体的な事例を交えつつ解説する。

■指定管理鳥獣の捕獲の基本

指定管理鳥獣を捕獲する方法は、主にわなと銃器である。わなには、はこわな、囲いわな、くくりわなの3種類があり、それぞれの手法には長所と短所があるため、それを踏まえた上での使用が求められる。また、わなは生きたまま獣類を拘束する猟具であるため、十分な強度を有していることが求められる。わなの捕獲手順は、設置候補地の選定、わなの設置、見回り、捕獲の4つである。それぞれの捕獲手順において、基準や技術的要件があり、発注者もその捕獲手順を踏まえた事業設計が求められる。

銃器による捕獲を成功させるためには、捕獲対象獣が生息している猟場を選ぶこと、捕獲対象獣との距離を射程距離内に詰めること、捕獲対象獣の急所に弾を命中させることの3つの条件を満たす必要がある。そのため発注者には、事前調査により捕獲実施場所の環境や捕獲対象獣の生息状況と行動等を明らかにし、現場条件に合った捕獲手法や受注者に求められる技術水準等を設定することが求められる。

■捕獲事業の設計

捕獲事業の発注の流れは、事前調査、仕様書の作成、予定価格の積算、業者選定、捕獲の実施、事業評価の6ステップである。事前調査は、捕獲対象地域における捕獲対象獣の生息状況等を調査し、効率的かつ安全に捕獲できる手法、地点、時期、投入できる作業量を検討することが目的である。事前調査の結果及び予算を踏まえ、仕様書を作成する。作成した仕様書からは、事業費の見積、事業遂行に必要な人員や求められる技術水準、捕獲目標の位置づけ、捕獲を行う上での制約等の情報が読み取れなければならない。捕獲事業の設計積算では、捕獲事業全体の作業内容と、事業遂行に必要な経費の整合性が求められる。近年、捕獲事業に係る積算基準が公表されているが、標準化しきれない項目も多く、課題は山積している。業者選定においては、作業内容の特徴を踏まえた選定方法を選択する必要がある。捕獲事業の評価では、捕獲事業特有の不確実性を踏まえた順応的管理を導入し、事業を評価・改善していく仕組みが必要である。